

# 川崎市勤労者福祉共済会報誌等広告取扱要領

(令和8年6月30日経済労働局長決裁8川経労第275号)

## (目的)

第1条 この要領は、川崎市勤労者福祉共済（以下「共済」という。）の会報誌「かわさきハッピーライフ」並びにガイドブック等（以下「会報誌等」という。）への広告掲載及び折り込み広告（以下「広告掲載等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (広告掲載等の種類)

第2条 広告掲載等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 共済の会報誌「かわさきハッピーライフ」（奇数月の1日発行）及びガイドブック（年1回発行）への広告掲載
- (2) 共済の会報誌「かわさきハッピーライフ」（奇数月の1日発行）及びガイドブック（年1回発行）送付時に同封するちらし等による広告

## (広告掲載等の範囲)

第3条 広告掲載等の内容は、中小企業の振興、共済会員及びその家族に対する福利厚生の実施等に資するものとする。

- 2 広告掲載等をできる者、広告掲載等の内容及び広告掲載等のデザインは、川崎市広告掲載要綱第5条及び川崎市広告掲載基準の規定を準用するものとする。

## (広告掲載等の規格)

第4条 広告掲載等の規格は、別表のとおりとする。

なお、折り込み広告の必要部数は、川崎市勤労者福祉共済会報誌等広告募集要項に別途定める。

## (広告掲載等募集要項の作成)

第5条 広告掲載等を募集するにあたっては、広告掲載料等を定めた広告募集要項を別途作成するものとする。

## (広告掲載等希望者の募集)

第6条 広告掲載等希望者の募集は、会報誌等の媒体を活用して周知し、

募集するものとする。

（広告掲載等の申込み）

第7条 共済の会報誌等への広告掲載等希望者は、川崎市勤労者福祉共済会報誌等広告掲載等申込書（第1号様式）を別途定める川崎市勤労者福祉共済会報誌等広告募集要項に定める期限までに提出することにより申し込むものとする。

（広告掲載等の決定）

第8条 市長は、第3条の規定に基づき、広告掲載等の可否を決定する。

- 2 市長は、広告掲載等の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、川崎市勤労者福祉共済会報誌等広告掲載等承認通知書（第2号様式）又は川崎市勤労者福祉共済会報誌等広告掲載等不承認通知書（第3号様式）により前条の申込み者に通知する。
- 3 市長は、広告掲載等希望者が、広告掲載等の募集枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお同順位のものの中では、年度内に広告掲載等をしていないものを優先することができる。

（1）第1順位 川崎市勤労者福祉共済加入事業所

（2）第2順位 出資法人、指定管理者制度導入施設、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

（3）第3順位 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

（4）第4順位 前号に規定するもの以外の私企業または自営業で市内に事業所等を有するもの

（5）第5順位 その他私企業または自営業等

- 4 前項の規定によっても、広告掲載等希望者が広告掲載等枠数を超えるときは、抽選により決定する。

（広告掲載等内容の承諾）

第9条 広告掲載等承認の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条件等を記載した川崎市勤労者福祉共済会報誌等広告掲載等確認書（第4号様式）を市長に提出する。

（広告掲載等の原稿等の作成及び提出）

第10条 広告主は、広告掲載等の原稿を第3条及び第4条の規定に基

づき作成し、原則として市長が指定した期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告掲載等の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、その単価について予定価格を定めるものとする。

2 広告主が、川崎市勤労者福祉共済会員である場合又は、1年間のうち3回以上会報誌へ広告掲載を希望する場合にあっては、広告掲載料の一部を減ずることができるものとする。

(広告掲載等料金の支払い)

第12条 広告主は、広告掲載等料金を市長の指定する期日までに、支払うものとする。

(広告掲載等の取り消し)

第13条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載等を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載の原稿及びちらし等の提出がないとき。

(2) 広告主、広告掲載等の内容が、この要領等に抵触していると判断したとき、または各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき。

(3) その他、広告掲載等が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載等の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、共済の会報誌等への広告掲載等を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載等を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告掲載等の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告掲載等の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告掲載等の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、広告掲載等に関し必要な事項は、別途経済労働局長が定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

広告掲載

| 規格 | 1 ページ                 | 2/3 ページ               | 1/2 ページ               | 1/3 ページ               | 1/4 ページ               | 1/8 ページ              |
|----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
|    | A 4                   | —                     | A 5                   | —                     | A 6                   | A 7                  |
|    | 621.6 cm <sup>2</sup> | 414.4 cm <sup>2</sup> | 310.8 cm <sup>2</sup> | 207.2 cm <sup>2</sup> | 155.4 cm <sup>2</sup> | 77.7 cm <sup>2</sup> |

\* 広告の規格には、広告掲載に必要な余白部分を含む。

\* 縦横の寸法が A サイズの規格でないときは、広告の面積を算出し、相当する面積以下のサイズに当てはめるものとする。